

独立行政法人情報処理推進機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

独立行政法人通則法第62条において準用する第52条の規定に基づき、役員報酬に「業績給」を導入。
 具体的な算定方法は次のとおり。
 $業績給 = 月例支給額 \times 1.85(定率) \times 評価委員会の評価結果に則した割合(※)$
 ※ AA:300/100、A:200/100、B:100/100、C:50/100、D:0/100
 なお、常勤の役員(理事長を除く。)の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、理事長が決定。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改定なし
理事		改定なし
理事(非常勤)		該当なし
監事		改定なし
監事(非常勤)		改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	18,842	11,316	5,490	2,036 (地域手当) 0 (通勤手当)	平成22年 7月1日		
法人の長	869	0	869	0 (地域手当) 0 (通勤手当)	平成20年 4月1日	平成22年 6月30日	
A理事	18,223	10,404	5,847	1,872 (地域手当) 100 (通勤手当)	平成22年 7月1日		
B理事	16,501	9,360	5,260	1,685 (地域手当) 196 (通勤手当)	平成20年 7月25日		*

A監事	千円 14,921	千円 8,460	千円 4,754	千円 1,523 (地域手当) 184 (通勤手当)	平成22年 1月5日		
B監事 (非常勤)	千円 1,230	千円 1,230	千円 0	千円 0 (地域手当) 0 (通勤手当)	平成16年 1月5日		

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:平成22年6月30日付で退任した法人の長の平成23年度年間報酬等の総額は平成22年度の業績給である。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
A理事	千円	年 月			該当者なし	
B理事	千円	年 月			該当者なし	
A監事	千円	年 月			該当者なし	
B監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の効率化等を進め、平成17年度の人件費実績を基準として、平成23年度までに6%の人件費を削減する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び当機構の業務の実績等を踏まえ、給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

中期計画及び年度計画に則した組織目標を掲げ、それに基づき個人目標を設定する目標管理型業績評価システムを導入し、その達成度について人事評価することにより、給与に反映させる。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
特別手当:勤勉・業績部分 (=賞与) (=業績連動部分)	業績評価結果に基づき、「勤勉・業績部分」を増減させる。 具体的には、4月から9月を上期、10月から翌年3月を下期とし、それぞれの期間において業績評価を実施し、上期の結果は冬季特別手当のうち0.86月(※)相当額、下期の結果は夏季特別手当のうち0.8月(※)相当額に対して、評価結果に応じた割合を乗じて得た額としている。(※:平成23年度における一般職の数値)
基本給:俸給	業績評価結果を定期昇給に反映させる。 具体的には、上期及び下期の評価結果に応じて、昇給する号俸の幅を増減させる。A評価(A+, A-を含む。)で2号俸の昇給を基準とし、SS評価は+2号俸、S評価は+1号俸、B評価は-1号俸、C評価は-2号俸としている。従って、上期及び下期ともA評価の場合、4号俸昇給するが、いずれもS評価の場合は6号俸、B評価の場合は2号俸の昇給となる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

特になし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	83人	41.2歳	千円 7,165	千円 5,327	千円 206	千円 1,838
事務・技術	83人	41.2歳	千円 7,165	千円 5,327	千円 206	千円 1,838
研究職種	該当なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	該当なし		千円	千円	千円	千円
在外職員	該当なし		千円	千円	千円	千円
任期付職員	該当なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術			千円	千円	千円	千円
研究職種			千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)			千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)			千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)			千円	千円	千円	千円
再任用職員	該当なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術			千円	千円	千円	千円
研究職種			千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)			千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)			千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)			千円	千円	千円	千円
非常勤職員	該当なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術			千円	千円	千円	千円
研究職種			千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)			千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)			千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)			千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 33	歳 50.1	千円 8,336	千円 6,235	千円 193	千円 2,101
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
民間出向研究員	人 22	歳 47.9	千円 8,166	千円 6,028	千円 205	千円 2,138
嘱託職員	人 8	歳 54.0	千円 7,545	千円 5,660	千円 170	千円 1,885
嘱託職員 (賞与支給なし)	人 1	歳 注2	千円 注2	千円 注2	千円 注2	千円 注2
特別任用職員(注1)	人 2	歳 注2	千円 注2	千円 注2	千円 注2	千円 注2

注1:特別任用職員は高度な専門的知識、技術、経験等を有する者である。

注2:嘱託職員(賞与支給なし)、特別任用職員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	63.6	7,023	5,174	291	1,849
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
民間出向研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	注3	注3	注3	注3	注3
嘱託職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	注3	注3	注3	注3	注3

注3:民間出向研究員については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれの

あることから、人数以外は記載していない。

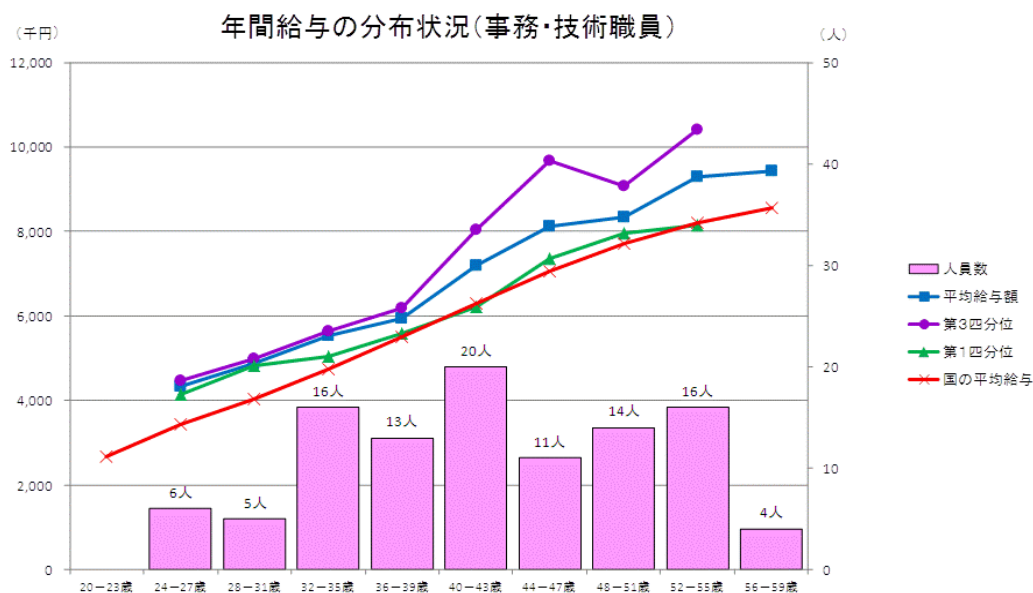
また、嘱託職員6名についても、数字を記載すると民間出向研究員1名の数字が特定されるおそれの

あることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2：年俸制適用者の任期付職員の民間出向研究員を含む。以下、②、④及び③において同じ。
 注3：該当者が4人以下の年齢階層については第1・3四分位点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部部長	6人	53.5歳	10,475千円	11,002千円	11,666千円
本部課長	25人	48.5歳	8,499千円	9,145千円	9,661千円
本部課長補佐	30人	44.8歳	6,835千円	7,295千円	7,962千円
本部主任	35人	38.1歳	5,115千円	5,659千円	6,022千円
本部係員	9人	29.7歳	4,326千円	4,572千円	4,574千円

注：「部長」には、相当職である「センター長」、「次長」及び「副所長」を含む。
 「課長」は、相当職である「グループリーダー」及び「調査役」を示す。
 「課長補佐」は、相当職である「主幹」を示す。
 「係員」は、相当職である「一般職員」を示す。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員) 年俸制適用者以外

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
標準的な職位		部長	グループリーダー	主幹	主任	一般職員	一般職員
人員(割合)	83人	4人(4.8%)	23人(27.7%)	11人(13.3%)	36人(43.4%)	9人(10.8%)	(%)
年齢(最高～最低)		55～52歳	57～40歳	54～35歳	56～28歳	40～24歳	該当なし
所定内給与年額(最高～最低)		8,711～7,528千円	7,733～5,905千円	5,747～4,576千円	5,319～3,476千円	4,118～3,032千円	該当なし
年間給与額(最高～最低)		12,353～10,401千円	10,609～7,802千円	7,865～6,218千円	7,194～4,667千円	5,571～4,133千円	該当なし

職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員) 年俸制適用者

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
標準的な職位		部長	グループリーダー	主幹	主任	一般職員	一般職員
人員(割合)	22人 ()%	4人 (18.2%)	18人 (81.8%)	()%	()%	()%	()%
年齢(最高～最低)		該当なし	59～48歳	54～34歳	該当なし	該当なし	該当なし
所定内給与年額(最高～最低)		該当なし	7,963～6,742千円	6,143～4,114千円	該当なし	該当なし	該当なし
年間給与額(最高～最低)		該当なし	10,988～9,140千円	8,355～5,617千円	該当なし	該当なし	該当なし

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.1%	53.8%	54.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.9%	46.2%	45.6%
	最高～最低	50.1～39.2%	48.5～40.1%	49.3～39.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	59.5%	59.8%	59.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.5%	40.2%	40.3%
	最高～最低	45.6～38.0%	45.3～30.8%	44.1～34.9%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

113.1

対他法人(事務・技術職員)

107.0

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 113.1</p> <table border="1" data-bbox="703 350 844 456"> <tr> <td data-bbox="703 350 844 385">参考</td> <td data-bbox="844 350 1410 385">地域勘案 98.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="844 385 1410 421">学歴 勘案 109.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="844 421 1410 456">地域・学歴 勘案 95.2</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 98.3		学歴 勘案 109.7		地域・学歴 勘案 95.2
参考	地域勘案 98.3						
	学歴 勘案 109.7						
	地域・学歴 勘案 95.2						
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>○全国平均の国家公務員の給与水準と当機構(東京都勤務)とを比較しているため。 国家公務員との給与水準(年額)の比較指標が113.1となっているが、これは国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区(1級地)で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっているものである。なお、地域勘案の参考指数では98.3(▲14.8)となっている。</p> <p>○職員に占める高学歴者(大卒以上)の割合が、国家公務員と比較して高いため。 当機構の職員の大卒以上の割合は84.8%(うち修士卒以上の割合は23.8%)、国家公務員の大卒以上の割合は52.6%(うち修士卒以上の割合は5.2%)となっており、国家公務員に比較し、職員に占める高学歴者の割合が高い。なお、学歴を勘案した国家公務員との比較では109.7(▲3.4)となっている。 (国家公務員の学歴分布については、「平成23年度国家公務員給与等実態調査の行政職(一)」から引用)</p> <p>○上記2点を勘案した「地域・学歴勘案」の指数は95.2となっており、当機構の職員の給与水準は同条件の国家公務員を下回っている。</p> <p><比較対象職員の状況> ・事務・技術 - 2①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の事務・技術83人 及び年俸制適用者の任期付職員の民間出向研究員22人 計105人 - 105人の平均年齢:42.6歳、平均年間給与額:7,375千円 - 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合:14.3% - 管理職の割合:29.5% - 管理職割合の改善の取組み状況:適正な人事管理に加え、退職者の補てんについて若返りを図る。 -大卒以上の高学歴者の割合:84.8%(89人)</p> <p><主務大臣の検証結果> 国家公務員との給与水準の比較指標は113.1であるが、地域・学歴を勘案した比較では95.2と同条件の国家公務員より低くなっていることから、当機構の給与水準は適切な水準にあるといえる。</p>						
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 - 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.4% (国からの財政支出額 4,034,799千円、 支出予算の総額 10,252,569千円:平成23年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 - 累積欠損額653,316千円(平成22年度決算) [参考:累積欠損額798,350千円(平成23年度決算見込み)]</p> <p>【検証結果】 当機構と同じ条件である東京都特別区(1級地)に在勤する国家公務員との給与水準の比較では、98.3という指数であり、当機構の給与水準は同条件の国家公務員より低いものであった。 また、東京都特別区(1級地)に在勤する国家公務員に限定し、同じ学歴ごとに給与水準を比較した場合、95.2という指数であり、当機構の給与水準は地域・学歴を勘案して適切な水準にあるといえる。</p>						
<p>講ずる措置</p>	<p>○平成24年度に見込まれる対国家公務員指数:113.3 地域・学歴勘案(95.4)</p> <p>○具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限: 適正な人事管理に加え、退職者の補填について若返りを図る。 また、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成24年度において年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100を超えないよう努力する。</p>						

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,465,456	千円 1,544,862	千円 △ 79,406	(%) (△ 5.1%)	千円 △ 136,938 (△ 8.5%)
退職手当支給額 (B)	千円 10,793	千円 52,797	千円 △ 42,004	(%) (△ 79.6%)	千円 △ 65,753 (△ 85.9%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,353,796	千円 1,081,962	千円 271,834	(%) (25.1%)	千円 338,982 (33.4%)
福利厚生費 (D)	千円 187,975	千円 185,393	千円 2,582	(%) (1.4%)	千円 17,181 (10.1%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,018,020	千円 2,865,014	千円 153,006	(%) (5.3%)	千円 153,472 (5.4%)

総人件費について参考となる事項

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,757,044	1,709,458	1,659,752	1,598,690	1,552,978	1,544,862	1,465,456
人件費削減率 (%)		△2.7	△5.5	△9.0	△11.6	△12.1	△16.6
人件費削減率(補正值) (%)		△2.7	△6.2	△9.7	△9.9	△8.9	△13.2

注1：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2：戦略重点従事者及び若手研究者の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)1,764,098千円、平成18年度1,722,700千円、平成19年度1,666,784千円及び平成20年度1,602,394千円であった。

・給与、報酬等支給総額、最広義人件費の前年比較
給与、報酬等支給総額が前年度に比して5.1%の減となっているが、この主な理由は、常勤職員の増員を可能な限り抑制したためである。
最広義人件費が前年度に比して5.3%の増となっているが、この主な理由は、非常勤役職員等給与が前年度より多かったためである。

・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)、行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

総人件費については、6年間で6%以上を基本とする削減の着実な実施を図った。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえて、役職員給与について適切に見直しを実施した。

さらに、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

- ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
- (1) 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)等に基づく目標値である平成17年度比6%以上の削減(競争的研究開発費等の受託事業に係る人件費を除く)を大きく上回る削減を達成しているところであるが、引き続き、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成24年度以降も目標値を下回らないよう努める。
- (2) 給与水準については、対国家公務員指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を引き続き公表する。また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組み状況を公表する。
- ③人件費削減の取組の進捗状況
- a 基準年度の「給与、報酬等支給総額」：1,757,044千円（平成17年度実績）
（競争的研究開発費等の受託事業に係る人件費7,054千円を除く）
- b 当年度の「給与、報酬等支給総額」：1,465,456千円（平成23年度実績）
- c 当年度までの人件費削減率：16.6%
- ・総人件費削減の進捗状況に対する主務大臣の検証結果
平成23年度は、6年間で6%以上を基本とする削減を大きく上回る16.6%の削減を達成していることから、着実に実施されていることを確認。

IV 法人が必要と認める事項

平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して以下の措置を講ずることとした。

①役員報酬

- 平成24年4月から常勤役員の月例支給額を▲0.5%引き下げるとともに、平成24年4月～平成26年3月までの間においては、非常勤役員を含め▲9.77%の減額措置を実施。
- 地域手当及び賞与(業績給を含む。)についても、上記減額を行った月例支給額を基礎額として算定。
- 平成24年6月に支給する賞与において、月例支給額の引き下げに伴う平成23年4月から平成24年3月までの差額相応額について遡及減額措置を実施。

②職員給与

- 俸給月額について、平成24年5月から0～▲0.5%の引き下げを実施するとともに、平成24年5月～平成26年4月までの間、1、2等級は▲9.77%、3、4等級は▲7.77%、5、6等級は▲4.77%の減額措置を実施。
- 職務手当について、平成24年5月から平成26年4月までの間においては、▲10%の減額措置を実施。
- 俸給月額、職務手当が算定基礎に含まれる手当については、上記減額を行った額を基礎額として算定。
- 平成24年6月に支給する賞与において、月例支給額の引き下げに伴う平成23年4月から平成24年4月までの差額相応額について遡及減額措置を実施。
- 55歳超の管理職は、俸給月額、職務手当、地域手当、賞与について▲1.5%の減額措置を引き続き実施。